

## 秋田いきいきワーク推進会議検討部会開催要綱

### (目的)

- 第1 秋田いきいきワーク推進会議(以下「推進会議」という。)に設置する検討部会の開催に必要な事項について定める。

### (構成)

- 第2 検討部会は、別紙に掲げる者を会員として構成する。
  - 2 部会長は、推進会議の会長を充てる。
  - 3 部会長は、検討部会の会務を総括する。
  - 4 部会長は、必要に応じ、議論に必要と思われる者を出席させることができる。

### (検討事項)

- 第3 検討部会では、推進会議を円滑に運営するため、必要な調査、情報収集を行うとともに、推進会議での協議事項等について、事前に検討する。

### (会議)

- 第4 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。
  - 2 会員が出席できないときは、代理出席を認める。

### (庶務)

- 第5 検討部会に関する庶務は、秋田労働局雇用環境・均等室が行う。

### (補則)

- 第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が別に定める。

### (付 則)

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。